

(52) なかふエコ住宅支援補助金	
【担当部署】 建設水道課建築係 【電話番号】 0167-44-2123	【窓口の場所】 役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002450.html	
【補助金の内容】 「北方型住宅2020」を新築され、5年間の定住を確約された方に補助を行います。 ※国、道又は町が実施する他の同様の補助金又は助成金の併用はできません。	
【補助対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民または本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者もしくは本町に転入することを確約し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確約できる者 ・ 移転補償費等を受けていないこと ・ 自らの所有であること ・ 1棟の建物に対して1人の者に1回限り補助する ・ 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと ・ 当該住宅の新築が、法令に違反していないこと ・ 住宅は、北方型住宅2020の必須基準を満たし、きた住まいるサポートシステムに保管されていること ・ 1棟の建物について補助対象者が複数ある場合には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち1人の者に対して補助するものとする 	
【補助金額】 200万円 補助金内訳：現金170万円・商品券30万円	
【実施期間】 令和4年7月～令和5年度まで	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類 ・ 印鑑及び振込先など ・ 住宅建設平面図 ・ 登記済権利書（建物の所有権保存登記） ・ 住宅ラベリングシート（北方型住宅2020基準の記載のあるもの） ・ きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報管理書の写し（北方型住宅2020基準の記載のあるもの） ・ 定住確約書（保証人の印鑑証明 同居人は保証人にはなれません） ・ 代表者指定書（2名以上の名義で住宅購入している場合） ※「定住確約書」中、保証人が町外者の場合は保証人の住民票が必要 ※町外からの転入者は、申請者の過去3カ年分の納税証明書が必要	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込及び商品券の交付	

【備考】

- 申請は登記が完了し、住民異動が完了した後となる
- 併用住宅など自己の居住の用以外に使用する場合や構造上・利用上独立した2世帯住宅で区分登記する住宅を新築される場合は、平面図持参の上、事前にご相談ください